

市民福祉委員会会議録

1. 開催年月日

平成25年9月19日 開会 9時59分 閉会 14時30分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

坊野公治	荒木謙二	河合謙治	上野安是
佐藤豊	井口勇	森本典夫	

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長	宮地俊則		
(2) 委員外議員	三輪順治	森下金三	
(3) 説明員			
副市長	三宅生一	市民生活部長	北村宗則
健康福祉部長	佐藤文則	病院事務部長	野崎正広
市民生活部次長	大舌勲	健康福祉部次長	中原康夫
健康福祉部参与	福島秀裕	市民課長	川田純士
環境課長	北村容子	子育て支援課長	猪原慎太郎
介護保険課長	川上邦和	健康医療課長	山田正人
健康福祉部参事	柚野裕正	甲南保育園長	三宅信子
芳井保育園長	松山睦美	芳井支所長	笹井洋
美星支所長	金高常泰	病院事務部庶務課長	猪原忠教
病院事務部医事課長	平松誠	市民課長補佐	三宅誠
福祉課長補佐	原田恒司	生活福祉係長	三宅一義
(4) 事務局職員			
事務局長	川上勝三	事務局次長	岡田光雄
主任主事	平川貴章		

6. 傍聴者

(1) 議員 西村慎次郎、惣台己吉、藤原浩司、竇戸利昭、西田久志、
三輪順治、大鳴二郎、森下金三、藤原清和

(2) 一般 1名

7. 発言の概要

委員長（坊野公治君） 皆さんおはようございます。

少し早いようですが、おそろいでありますので、ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いします。

副市長（三宅生一君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は市民福祉委員会を開催いただきまして、皆様方にはご多用の中お集まりいただきました。本当にありがとうございます。

この委員会に付託されております事案につきましては、条例が1件ということです。慎重に審議をいただき、適切なご決定を賜りたいというふうにも思っております。また、所管事務調査では、4本ということでございます。真摯にご説明、ご回答をしたいというふうに思っております。

なお、お手元に平成25年9月市議会定例会報告事項というものをお配りいたしております。後ほどお目通しをしていただけたらというふうに思っております。本日はどうぞよろしくお願いします。

〈議長あいさつ〉

〈議案第51号 井原市子ども・子育て会議条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（坊野公治君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

〈放課後児童クラブ運営ガイドラインの運用状況について〉

委員（上野安是君） 前回の議会のときにも、放課後児童クラブのことについていろいろとお伺いしました。今回継続調査ということで、引き続きそこに書いてある調査をさせていただけたらと思って提出をしました。

まず、放課後児童クラブ運営ガイドラインの運用状況ということで、質疑事項ということでそこに書いておりますけれども、放課後児童クラブについての条例の素案っていうのが大体いつごろできるんだろうかと、どういった状態になってるんだろうかというご説明と、それから各クラブ、ガイドラインの中にマニュアルを作成ということになっておりますけれども、それについてその作成状況というのをもし聞き取りされとれば、それを披瀝していただけたらと思います。

以上です。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 放課後児童クラブガイドラインの運用状況についてということで、まず1点目の放課後児童クラブについての条例の素案はいつごろできるのかということでございますが、今国のはうでその作業をしておりまして、国は放課後児童クラブの設備及び運営の基準について、今年度内をめどに作成することとしております。その国の基準をもとに平成26年度において条例の作成に取りかかる予定でございます。

続きまして、2点目でございます。各クラブにおけるガイドライン中のマニュアルの作成状況についてでございますが、現時点では昨年度からのマニュアル作成の進捗状況の把握はできておりません。今後作成状況を把握し、未作成のクラブについては作成していただけるようお願いをしていきたいと思っております。

以上でございます。

委員（上野安是君） 国の示す事柄に対して条例を作成していくということで、26年度になってからということですけども、大体それいつごろ、いろいろとひもとかにやいけん部分もあると思うんですけども、いつごろを予定されておりますか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 条例を定めるということで、国、県の今のスケジュー

ルでいきますと、26年度の9月までには条例を策定しないといけないのではないかと認識をしております。

委員（上野安是君） それからもう一点、マニュアルの作成状況、それから先を把握していないと言われましたが、今現況の数といいますか、どこどこの施設というよりも数だけでおろしいので、何施設できてないかというのを教えていただけたらと思います。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 6月の所管事務調査のときにもお答えをしておりますが、昨年10月に全14クラブを訪問しまして、マニュアルの中でも4点に絞って作成状況を確認しております。そのときの状況でございますが、就業規則等、契約の関係ですが、それについて作成をしていないクラブは7クラブでございます。それから、緊急時のマニュアルにつきまして作成をしていないクラブは、同じく7クラブでございます。それから、事故が発生したときの事故対応マニュアルを作成できていないクラブは8クラブでございます。それから、最後に施設の安全点検のチェックリストの作成ができていないクラブが13クラブでございました。

以上です。

委員（上野安是君） そこから幾らか動きがあって、つくられてる施設もあろうかと思います。ただ、当然のことながら、子供たちの安心・安全という部分も含めて、指導ということにはならないと思いますけども、しっかりと各クラブ協力されて、その辺が早目に作成されればなということをここで伝えさせていただき、そうしていただきたいと思います。

私のほうからは以上です。

委員（森本典夫君） 先ほど報告ありましたように、就業規則、緊急、事故等々が約半分ぐらいがまだできないということでありまして、安全についてはほとんどできてないということですが、完全にできとるのが1つということになりますが、ほかがどうなるんかどうかわかりませんけど、安全が13はまだですということであと一つはどこなのか、そこは先ほど上げられました4項目にわたっては全て決められておられますか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 先ほど言いました4つのマニュアルについて、全て4つとも作成できているというクラブは一つもございません。

委員（森本典夫君） それでは、今後のことになりますけれども、これはいつまでに作成しなければならないというのが決まっておりましたかしら。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） これにつきましては、先ほど条例で放課後児童クラブの運営とか設備の基準を作成するという説明をしておりますが、実はこのマニュアルの作成につきましては、国の方では国の基準には入っておりません。ただし、先ほど言いました就業規則以外の緊急時、事故対応、安全点検のマニュアルについては、国は省令等で定める予定はありませんが、今後のガイドラインにこの3つのマニュアルが入っております。そ

いう関係で、この3つについては作成をお願いしていきたいと思っております。このマニュアルについていつまでに作成しないといけないというようなものではございません。ガイドラインですので、あくまでも最低基準という拘束力を持ったものではなくて、各クラブが自主的にいい運営ができるためのマニュアルという位置づけでありますので、いつまでにという期限を切るということは今のところは考えておりません。

委員（森本典夫君） その点ではわかりましたけれども、一定市としては、大体目安としていつごろまでにつくっていただきたいなというような希望とかというんか、指導というの、そのあたりは何か心づもりがあるんでしょうか。いつまでということが決まってないということでするずるいくという可能性があるわけですが、そのあたりはいつごろまでにという、こっちの市側として何かお考えがあつてそういうお願ひをするというようなことになるということになるのでしょうか。そこらあたり、どうでしょうか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 今のところ、いつまでにという考えはございません。ただ、来年度放課後児童クラブに関する条例をつくっていく中で、条例にはうたわない分野というのが今のガイドラインの形で残っていく、条例とガイドラインと併用ということも考えられる、国のはうはそういうこともこれから検討するということありますので、来年度条例を定めるときにガイドラインの見直し、一部見直しも検討しまして、その時点である程度のいつまでというようなことも考えたいと思っております。現時点では、いつまでということはまだ考えておりません。

委員（森本典夫君） 流れとしては、国のはうが何やかんや決まって、国、県が決まって、最終的には来年の9月ごろまでには条例としてつくっていかなければならないというようなことで、そこらあたりが一番山になるんかなというふうに思いますが、それぞれこの4つの条件というのは大変大事な条件なんで、できるだけ早くマニュアルとしてつくっておく必要があるというふうに思うんで、今課長の話では期限はありません、心づもりありませんということですが、できるだけ早くつくっていただくようにお話を聞いていただきたいというふうに思うんですが、こちらから働きかけるということをしていただきたいと思うんですが、そのあたりどうでしょうか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 今後、全クラブを訪問なりして、マニュアルの作成状況を確認して回ろうと考えております。そのときに、指導として、お願いとしてなるべく早くつくっていただきたいと、そのために、マニュアルをつくるために市としてできる支援はしたいということも伝えていきたいと思っております。

委員（森本典夫君） 今後、訪問をということですが、心づもりとしたらいつごろから訪問される予定ですか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 10月以降ということで考えたいと思います。

委員（森本典夫君） できるだけ早くやっていただきて、先ほど課長言われましたようなことで進めていただきたいということを要望して終わります。

委員（佐藤 豊君） 関連の質問になるとは思うんですが、施設を併用して放課後児童クラブという形で利用されるとところがあると思うんです。今回、市民福祉のほうで何所か視察に回らせていただいたときに、ガスの利用とか給水所ですかね、裏。ごめんなさい、ほいじやあいいです、済いません、ちょっと見落としとんで。後で、済いません。

委員長（坊野公治君） 傍聴されている三輪議員からただいま発言の申し出がありました。発言を許可することにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

委員外議員（三輪順治君） それでは、簡単に1点だけ確認をします。

現在の放課後児童クラブは、原則として小学校3年生までと、こういうふうになってますが、新しい法律等、承知はしておりませんが、対象年齢が広がるということをまず確認しておきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 昨年の8月に成立しました子ども・子育て関連3法によりまして、児童福祉法の一部改正が施行が予定されておりまして、それによりますと対象を小学校6年生まで拡大するとなっております。

委員外議員（三輪順治君） となると、施設の規模であるとかあるいは指導者の数であるとか、指導者の資質を含めて、先ほどのガイドライン今聞きよりましたけれども、緊急にせにやいけんこともあるので、現場へ10月以降出向かれるそうなので、環境面についてもキャパシティー、要するに容量の問題とかあるいは子供たちが安心した居場所となるような環境づくりのために何が欠けておるのか、何が必要なのか、行政としてのバックアップも要るでしょうけども、その点についてひとつ慎重に現場をよく見ていただきたい対応していただきたい、このように思います。

私は以上でございます。ありがとうございました。

〈なし〉

委員長（坊野公治君） この件につきましては、前6月議会からの継続調査としてこのたび取り上げさせていただきました。この件を今後どのように取り計らうかを皆さんにご意見をお伺いしたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

委員（森本典夫君） 先ほど課長からもお話がありましたように、今後各施設を回ってい

いろいろ話もしてくるということありますので、継続でやって、また12月議会にその経過なども聞いていきたいというふうに僕は思います。

委員（佐藤 豊君） それでいいと思います。

委員長（坊野公治君） それでは、ご意見がございましたように、引き続き継続調査としてこの市民福祉委員会で取り上げていきたいと思います。

〈異議なし〉

委員長（坊野公治君） 本件については終わります。

〈子育て関連施設について〉

委員（上野安是君） 子育て関連施設についてということあります。閉会中に市内の公共施設を視察させていただきました。その中でいろいろと、問題点も含めてそこに書いております質疑事項ということで書かせていただきました。1つずつ聞いていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、最初のポツの放課後児童クラブの施設整備等についてということで、まず給湯設備等の使用について、これは芳井の放課後児童クラブで給湯設備の利用についてちょっと要望等もありましたので、ここでお話を聞かせていただけたらなど。それから、グラウンドの水はけの改良についてということで、これは木之子の放課後児童クラブでの、ちょうど雨が降っておりましたので、その辺の状態も見ましたので、それについてちょっとお聞きしたいなと思います。

まず、芳井の放課後児童クラブについては、あれはどういう施設ですかね。2階にありますて、そこが併用されるとの施設で、先ほど佐藤委員のほうも話聞かれましたけど、その部屋と離れたところに給湯設備があると。ところが、それを聞かせていただいた内容によると、使ってはいけないんだという指示が出ておって利用できないというような状況だということをお聞きしたわけです。それはちょっと簡単に使えるときには使えればいいんじゃないかなという判断も含めて、こちら側がそう思いましたので、ちょっとそれを詳細をお聞きしたいと。

それから、木之子の児童クラブについては、確かに水はけが悪いのでどうしようかということありますけども、それは各放課後児童クラブの施設に関する市のかかわり方といいますか、それがどこまでどういうふうにかかわっていけるのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

以上、2点です。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） まず、1点目の芳井の放課後児童クラブの給湯設備の使用についてということでございますが、芳井の保健センターの2階に芳井の放課後児童クラブがございまして、そのクラブ室の隣に給湯室、ガス湯沸かし器のついた給湯室がございます。そこを使用したいということであろうと思いますが、結論からいいますと、ガスの使用料を負担していただくということであれば使用していただいても構わないというふうに思っております。それから、先ほど副議長さん言われました、以前使ってはいけないということが子育て支援課のほうからあったということでございますが、実はこの芳井の放課後児童クラブが保健センターの2階に引っ越し、移転をするときに、その施設を使っている団体で協議をしております。そのときに、その当時の児童クラブの方は、給湯室は使用しないという申し出がございましたので、使わせないということではなくって、使用しないという共通認識で今まで来ているということでございます。それから、芳井の放課後児童クラブのほうへ確認をしたわけでございますが、どういったガスの利用頻度になるのでしょうかということをお尋ねをしましたら、ふだんはクラブ室の中に電気ポットがあるので、特に必要はありませんと。ただ、冬寒いときに物を洗ったりするときにガス湯沸かし器があれば便利ということで、どうしてもということではないんですという説明は聞いておりますが。

以上です。

委員（上野安是君） 我々が行ったときとニュアンスが若干違うわけですけど、そこの部分はちょっと深入りはしないようにします。ガスの使用料、使うときに使用料だけ払っていただけたらという話をされたんですけど、実際には使用の分配というか、そういう形にするのか、一定の定額でこれだけ出したら一月使えますというような形にされるのか、何かもし使いたいという、少なくともこれから先、10月以降使いたいという要望があったときにはどのように考えられますか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 芳井保健センターの建物のガス代の支払いにつきましては、その当時の協議によりまして、1階にあそこ調理室があるんですけども、そこを料理教室として利用している社会福祉協議会が一番利用頻度が高いということで、社会福祉協議会がガスの使用料を負担しておられます。2階のガスを使っても、基本的には同じガスボンベからガスが供給されますので、別メーターをつけるというわけにもいきませんので、使用するということであれば社会福祉協議会と協議をいただきて、取り決めていただいて応分な負担をしていただくということにはなろうかと思いますし、具体的にそういうことになるんであれば、社協と話をされるときに一緒に話を聞くということも必要であればやりたいと思います。

委員（上野安是君） ぜひともそういう形で話し合いをしていただきて、利用したいとい

う申し出ではありましたので、その辺がスムーズにいくようにしていただきたいと思います。

以上です、私は。

委員（佐藤 豊君） 関連なんですけれども、先ほどちょっと私どもが観察行ったときのニュアンスでは、別にちょっとつくらにやいけんのというぐらいのニュアンスで聞いたもんですから、先ほどの今説明とはちょっとギャップがあったというのは確かだと思うんです。そういったことで、今答弁がありましたように、そういった方向性で利用者の方が、放課後児童クラブの方が了承して対応していただけるんならそれでもいいですけど、気持ちとしてはそういったものがあれば非常に助かるというようなニュアンスで聞いております。その件だけはちょっとお話をさせていただいときます。

終わります。

〈なし〉

委員（上野安是君） 木之子のグラウンドの水はけですけれども、確かに大雨が降ったというところではないんですけども、かなり水たまりもできて、入り口のところなんかも水が流れていかないというような状態もありましたので、その辺も含めてもし工事を、工事といいますか、何らかの策をとるとしたときにどういうかわり合いが市のほうとして持てるかなということでお聞きしたいと思います。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 木之子児童クラブのクラブ室の前に、あそこが昔の木之子幼稚園ということがありまして、園庭部分という形で残っておりまして、そこで車を駐車をしたりとか、子供たちが簡単なキャッチボールをしたりとか、そんなことをされて使用しておられるわけでありますが、駐車場からクラブ室にかけてグラウンド部分の水はけ改良についてでございますが、私も雨が降った後にそこに行って確認をしましたが、確かに相当水がたまってる状況ということは認識をしております。水はけについて根本的に改善しようとすることになりますと、先ほどおっしゃられたように、排水路の整備ということが必要になるということは重々承知しておりますが、そうなった場合工事費が高額になるということがありますので、現時点では考えておりませんで、従来からやっていただいておるんですが、クラブのほうで土の補充等によりまして簡易な維持管理をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

委員（森本典夫君） あそこの施設の排水というのは公共下水でしたか、あそこで使う水道水は。ちょっとそれ確認です。それで、あと普通の雨水の処理というのは、どこへどう流

れるようになつるんですか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 下水の処理、それから排水についてはちょっと今把握できておりません。申しわけありません。

委員（森本典夫君） 現地をちょうど見てくださつたるそうですので、僕たちも行ったときも、今上野委員が言わされましたように、そうたくさん雨が降つてるときではなかつたんですが、それこそ施設のすぐ前、出入りするところがかなりたまつていました。その排水がどこへ行つてゐるのかわからないけれども、費用がかなりかかるんでできないというのもちょっとおかしな話で、排水があそこへ、こっちへ流れるんでそこをちょっと前を掘つて、溝用の何か上をふたをして流れるようにといふようなことをすれば、素人考えですけれども、たまつた水が逃げるんではないかなといふうに思うんですが、そがんに大がかりな工事を、もし排水の工事をするとすれば、大がかりな工事を考えられたんでしょうか。どの程度の工事を考えられて費用がたくさんいるといふうにいわれてるんでしょうか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 詳細な設計をしたりですとか、積算をしたということはしておりますが、私も工事のことはほとんど知識はございませんが、南側のほうへ排水を抜く方法しかないのかなといふうに、現場に行ったときには私なりにはそう思いました。きっちりとした積算はしておりません。

委員（森本典夫君） その点、どちらへ抜けるかの確認をしていただいて、勾配がとれるんかどうかということも含めて、溝をこのぐらいつくつてその上へ排水のあれふたといふうですか、をつくるような形で、結構あそこが水がたまるのが解決するんではないかなといふうに思うんですが、そのあたり改めてちょっと全体をよく眺めていただいて、それでできるだけ簡単に、費用かからんということにはならんでしょうが、費用ができるだけかけずに排水が可能なような方法をちょっと考えてあげてほしいんですが、その点改めて現地もよく見ていただいて、どこへどういうふうになってどうすればその水がはけるかというあたりを、それこそ専門家にも一緒に見てもらって、ちょっと計画を練つてほしいと思うんですが、その点どうでしょうか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 園庭部分ということでございます。市内14クラブございますが、全ての児童クラブに木之子のような園庭部分があるというわけでもございませんので、全体的なバランスのこともあるかと思います。修繕につきましては、修繕に限らないんですが、基本的には放課後児童クラブの事業自体は国、大もとは国がつくつた補助要項に基づいて実施をしております。国の考え方は、国なりの積算をしてこの補助金の金額を出しております。その2分の1相当を補助する、残りの2分の1については地元といいますか、保護者負担ということが原則でこの事業起きておりますので、基本的には修繕につきましても簡易な修繕については、クラブのほうでやっていただくということが基本路線であろ

うと思います。今森本委員さんのほうから排水の工事についても前向きにきっちり検討してほしいということでございますが、優先順位からいきますと、排水路の整備よりも市の建物であれば建物本体の老朽化してるところが結構たくさんありますので、そういういたところのほうが排水路の整備よりも優先するべきではないかなと私は思っております。

以上です。

委員（森本典夫君） 言われることはわからんでもないんですけど、雨が降るたんびにそれこそ出入りする前が水がたまって、特に子供たちですから、大変言ってみれば困るわけで、今言わされたようにほかの施設で急ぐところもあるということですが、その水がたまることは解決するのがそう急ぐことじゃないんでしょうか。雨のたんびに前がびちゃびちゃになるんですよ。365日の中、何日になるかわかりませんが、そりやあもう大変なんですよ。たまたま僕らが行ったときに雨が降って、余り雨が降ってないのにかなり水がたまって、あっこへ来られると人も、たまたま保護者の方も来られましたけど、なかなか大変だという話は口々にされておりましたんで、ちょっとそれこそ急ぐことで、負担割合とかなんとかいうこともありますしが、負担が要るんなら直してもらわんでもええっていうような話になる可能性だってあるんですけど、そこらあたりできるだけ負担かけずにできるだけ早くということで、とりあえず先ほども言いましたように、どこへ抜けるんか、そこへ抜けるんならちょっとあそこの前を掘ってそっちへ抜けるようにでもしようやあということでできるんならですから、そこらあたりもちょっと1回抜けるところを確認もしてもらって、それであそこへおられる委員さんともよう話をさせていただいて、何かええ方法を考えていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 今現在、きっちりした積算もできていない状況ですので、排水計画も考えてざつとした概算費用を出して、木之子の運営委員会さんのほうとどうするか話をしたいというふうに思います。補助を実施するということではありませんが、地元の方と、クラブの方と話をする上で、大体こういう直し方をすればこういう費用がかかるんですということでお話ができる材料として、そういういた概算の積算というのはやってみたいと思います。

委員（森本典夫君） よろしくお願ひします。

〈なし〉

委員（上野安是君） 引き続き、1つ飛ばします。各施設の備品等の購入とか買いかえの基準についてということで、何かそういう基準を持っておられたらお聞きしたいんですけども。特に、エアコンとかその辺の状態、状況なんんですけども、よろしくお願ひします。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 各施設の備品等の購入及び買いかえの基準についてと
いうことでございますが、子育て支援課では、購入及び買いかえの基準は持っておりませ
ん。老朽化や故障の頻度によって判断をしていくことになります。

以上です。

委員（上野安是君） 先ほど、施設側のほうが応分負担というか、2分の1負担するとか
ということですか、この備品というのは。ちょっと済いません、状況をよく理解していない
ので。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 木之子児童会館のお話……。

委員（上野安是君） お聞きしたのはそういうことなんんですけど、全体のそれぞれの施設
でもしそういうことがあったときにはどうなるのかというか、個々も含めてなんんですけど
も。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 児童会館につきましては市の施設でございますので、
地元負担とかということは発生はしません。例えば、放課後児童クラブのように補助金を交
付して運営して、委託しての施設につきましては、もう基本的には2分の1相当部分をお
金を出しているわけで、備品についても維持管理についてはクラブのほうでやっていただ
くということになろうかと思います。

委員（上野安是君） 大きな建屋の補修とか何とかかんとかというのは別として、備品と
かもろもろについては各児童クラブは各児童クラブにいただいてるその中で何とかやりく
りしなさいよということで、理解でよろしいんですか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） はい、そのとおりでございます。

委員（森本典夫君） それぞれの施設で使っていれば、そのうち故障が起きたり、効果が
下がってくるというようなことがあるわけですが、備品全てについて今課長が言われたよう
なことで、クラブのほうで言ってみれば100%見るということになるのでしょうか。大き
いもの、こまいもの含めて。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 備品につきましては、市のほうで予算化をしてやると
いうのは、例えば児童クラブの場所が変わる、昨年の荏原のように幼稚園の建てかえに伴つ
て小学校の空き教室へ変わるですか、それから四季が丘のように新たに新設するといった
ときには、建物とあわせて備品も整備することにしておりますが、それ以外につきましては
備品について市のほうで負担はしておりません。

以上です。

委員（森本典夫君） ということになると、大きいもんでも小さいもんでも、とにかく備
品というものは全てクラブで面倒見るということだろうと思うんですが、大きい備品が更新
をしなければならないというときは、それぞれクラブでもなかなか大変な運営をしているわ

けで、そういう意味では国の基準でいければ2分の1ということでありましょうが、井原市として例えば、何も決まりがないということありますけれども、井原市としてこのぐらいの金額の備品を更新しなければならないというような場合は、市で幾らかでも援助しますよというようなことでも考えんと、ちょっとクラブで100%見なさいというのはなかなか大変だろうと思うんですが、それで負担するとなれば、それぞれそこへ行っている子供さんの保護者が負担がふえてくるということになってくると思うんで、そのあたり一定改善をするというようなことにはならないでしょうか。そのあたり、副市長どうでしょうか。

副市長（三宅生一君） 放課後児童クラブについては、それぞれが運営していただいて、運営委員会なるもので協議していただくということを基本としてやっております。今おっしゃっている備品について、備品といえどもさまざまなものがあると思うんですね。基本的には、そんなに大きいもんじゃないと思うんですけど、大きいものについては市のほうあるいはその国の基準2分の1じゃなしに、市のほうでというのはこれから運営の形態を見ながら研究していくということだろうと思います。今は、それが子供たちの安全をあるいはそういうことを確保して、最低基準のいろいろな条件整備あるいは安全性を確保するということを重視していきたいというふうに思っています。そういう中で、どれだけの整備が必要かというのは考えていく、それからある意味こういうものについては、国とか県とか、そういったところにも働きかけていきたいというふうに思います。

委員（森本典夫君） 国、県、市がそれぞれ備品の大きい備品については何らか考えていくという方向をぜひ見出していただいて、クラブの発足年数はそれぞれ違うんで、もう古いところは大分古いと思うんですが、そういうところの備品についてはかなりもうくたびれてくるのもあるんじゃないかなというふうに思うんで、今副市長が言われましたように、今後の言ってみれば検討課題ということで、ぜひ前向きな検討をしていただきて、少しでも国、県にも言いますということですが、国、県、市が一定程度援助ができるというような状況をつくっていただきたいということを強く要望して、私の質問は終わります。

〈なし〉

委員（上野安是君） 上へ戻ります。子育て関連施設の利用対象者への周知方法についてというので、視察の中で特につどいの広場というのを見させていただいたわけなんですけれども、なかなかすばらしい施策をやっておられて、もう少し、そのときには利用者もおられたわけなんですけれども、その利用者の方がどういった形でそのつどいの広場っていうところがあるんだなっていうのを知り得たかというと、やはり口コミというか、お母さん同士のつながりであるとかということで、そういう施設を必要とされる方もおられるとは思うん

ですけれども、その方々に對してきちっとした周知のほうができるかどうか、もう少ししつかりしたことができるんじゃないのかなということで、どういうふうにやられているか、現在の方法をとりあえずお聞きしたいと思います。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） つどいの広場の利用対象者への周知方法ということでございますが、「広報いばら」、それからホームページ、井原放送によるPR、それから本年度福祉のしおりの改訂版を作成し、全戸に配布する予定にしておりますほか、子育て応援ブック、いばらっ子イベントガイド等、情報誌への掲載、チラシ、パンフレットの配布等を行っております。また、つどいの広場の性質が、乳幼児の親子が気軽に集い、親子同士の交流や子育てに関する悩み事を相談できる身近な場として利用していただきたいということがございますので、母子健康手帳の交付時ですとか新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業ですか、乳幼児の健康診査受診時に健康医療課の保健師において直接一人一人につどいの広場を紹介をしております。

以上でございます。

委員（佐藤 豊君） 観察で行かせていただいて、ちょっとそうした中での声で、よそから結婚されてこちらに嫁いでこられたと、そこで子育ての段階に今おられる中で、なかなかお話しする友達とかができない環境の中でそこを知って助かりましたというようなニュアンスの声があったというふうに記憶しとるんですけども、そういったことで県外、また市外からこちらのほうに嫁がれたお母さん方にとって非常に憩いの場になる有意義な拠点というふうに認識しました。そういう意味で言えば、まだまだ井原放送でその場所をアピールするとか、また紙媒体じゃなくって、本当に目に見える形でこういうふうなところがあるんですよというような、生で感じるような、やっぱりそういうふうな発信をすれば、まだまだ利用者もふえるんじゃないかというように私は思いました。また、井原市に住んで友達ができてよかったですといった声も出てくるんじゃないかなというふうに思うんですが、その点どのようにお考えでしょうか、今後の取り組みですが。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 現時点でも井原放送によりましてのPRというのはやっておりまして、児童会館だよりといいますか、定期的に井原放送を使用してるのがございますので、そういった中で引き続きそういった井原放送によるPRも継続していきたいと思っております。

委員（佐藤 豊君） しっかりお願ひしたいと思います。

〈なし〉

委員（上野安是君） 児童会館とか、先ほど出ましたつどいの広場っていうのを市として

新たに新設する考え方があるかどうかということなんですが、児童会館の成り立ちというのも昔からの流れがありまして、各中学校区でつくられておったのか、ちょっとその辺も申しわけありません、しっかりと調べておりませんけれども、話とすれば美星のほうで、美星のほうにもそういった児童会館ができればなみたいな話も聞きましたので、今の市のほうがどういうふうに考えられるとか、それをお聞きしたい。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 児童会館について、現時点で新たにつくる考えはあるかということでございますが、結論からいいますと、現時点では新たにつくる考えはございません。平成22年12月議会で森本議員さんのほうから美星地区へ、市内全ての中学校区へということであれば美星にないので、美星地区へ児童会館をというご提言をいただいたわけですが、美星地区の場合、集落が点在していること、それからスクールバスの利用ということがあるので、現状では考えていないという回答をしておりますが、それから3年ほどたっておりますが、その当時と状況は特に変わっていないというふうに思っておりますので、現時点では新設することは考えておりません。

委員（上野安是君） 木之子の児童会館を視察させていただいたときに、木之子のほうから美星のほうに上がられたりとかという、美星で、臨時ではなくて出前児童会館とかという形でとられてると。それが22年のときに比べて、今例ええば今年度のほうがその回数をふやしたりとか、そういう形、今もう建てられる計画はないとは言われたので、そうするとそういうところをきめ細やかに計画としてやられるほうがいいんじゃないのかなと、やってほしいなというところもあるんですけども、その辺が22年、何年か前に比べて現行どうなっているのかというのをわかりますか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 出前児童会館でございますが、平成20年度から開始をしておりまして、その当時は芳井地区、美星地区だけでございました。その後、いろいろ変わっていきまして、平成23年度におきまして児童会館のない地区、井原地区も含めまして8地区に拡大して出前児童会館を実施しております。その当時、美星地区は1年間に4回、その他の地区は2回ずつということで行っておりました。それを平成24年度、美星地区につきましては2回ふやしまして、年間6回の実施をしております。平成24年度の実績でございますが、合計22回実施をしておりまして参加者は362人、1回平均16.5人の参加という状況でございます。

以上です。

委員（上野安是君） 先ほどの16.5人という参加の人数に関しては、どう印象をお持ちですか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 16.5人が多いのか少ないのかということになりますと、判断が非常に難しいところがあろうかと思います。先ほど平成24年度から6回にし

たということを言いましたけれども、平成23年度、このときは2回少なくて20回実施だったんですけども、平成23年度は1回平均は20.9人でございました。2回ふやした24年度が16.5ということで、ふやしたにもかかわらず平均は減っているということでありますので、ただだからといって、その数字が少ないか多いのかという判断はちょっと難しいので、できておりません。

以上です。

委員（上野安是君） せっかくそれぞれの地区に出向いて児童会館開いていただけるわけですから、その辺は地区いろいろなイベントごとがあつたりとかすると、そちらのほうへ流れたりとかという、せっかくのこの出前の児童会館を利用するところをみすみす逃してしまうといいますか、だからその辺は実情といいますか、なかなか日程ですから一旦決めてしまえばそこを動かせないという部分もあります。その辺の日程の調整も事前にやっていただいて、それをしっかりと周知していただいて、本当に大勢の人がそれを利用できるような、そういう出前の児童会館になればということを期待しておきます。

以上です。

委員（森本典夫君） 議会への提案で市民福祉で協議することになってるんですが、6月26日に美星支所に議会への提案箱へ入ったのをちょっと読み上げますと、美星に児童館をつくってください。市内にある4つの児童館は、美星からでは距離があり過ぎて利用しづらいのでという投書がというんか、声がありまして、今後これから市民福祉で協議するんですけども、こういう声も実際にあるわけですね。今課長が言われましたように、美星にないのはこういうことでということでありましたけれども、具体的にちょっとお尋ねしますが、現在6回美星で出前児童会館をやるようになってるということでありまして、全体の数字はありましたが、美星固有の出前では、4回やったのを6回やったけどもふえなんだというようなのが美星の意味なのかどうなのか、そのあたりも含めて具体的に何名利用されたのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 美星地区に特化した数字を申し上げますと、まず平成23年度ですが、これは年4回実施をしておりまして、4回の参加者の合計が97人でございまして、1回平均が24.3人でございます。続きまして、平成24年度の美星公民館の実績でございますが、6回開催しております81人、平均が13.5人の利用状況でございました。

以上です。

委員（森本典夫君） ちょっと僕聞き漏らしたんかもしれません、出前の児童会館というのは、場所はどこでやってるんですか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 美星に限らず、全て各地区の公民館で実施をしており

ます。

委員（森本典夫君） 来られる人は、その周りの人が来られる状況だけなのかなというふうに思いますし、先ほど言わされましたように4回のときより6回のほうが多いというような状況もあるんで、そこらあたりがちょっと複雑な気持ちも僕自身もするんですが、先ほど読み上げさせていただいたように、中には児童会館、児童館をつくってほしいという声もあるというのは頭に入れといていただきたいというふうに思います。

それで、児童会館がないところで8地区に拡大してという話がありましたけれども、この8地区というのはどこどこでしょうか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 井原地区に児童会館がありますのが、井原、高屋、木之子でございます。それ以外の大江、稻倉、県主、荏原、西江原、野上、青野、出部の8地区でございます。

委員（森本典夫君） 中学校学区にという認識がこっちあるんで、今上げられたとこあたりは、それぞれ中学校学区ではそれぞれのところへ入るんかなというふうな認識があったんですが、ちょっとそういうことではないという認識なんでしょうか、市としては。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） もともとは、平成20年度に芳井地区と美星地区だけに特化した出前児童会館をやっておりましたが、その後いろんな変化を伴う中で児童会館がない地区に対象を広げたということでございます。

委員（森本典夫君） わかりました。ありがとうございました。

委員（井口 勇君） 先ほども森本委員さんから言われておりましたように、美星地区では本当に若い人と会合が公民館で常に出とるわけで、せえで美星から他の地区へも行かれとる人も多いわけなんで、今後も検討していただきたいと思います。

それから、各公民館へこれは出前で行っとられるんですか、各公民館へ。これは、年6回ですか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 美星地区につきましては、年6回美星公民館へ行っております。

委員（井口 勇君） 各地区、地区の公民館へは違うんですか、別ですか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 全てそれぞれ地区の公民館へ出前で行っております。

委員（井口 勇君） 22公民館。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 美星支所の前にあります中央公民館というんでしょうか、そこへ行っております。

委員（井口 勇君） 各会合で本当に常に若いお母さん方から声が出るわけで、ぜひとも検討していただきたい。

終わります。

委員（上野安是君） つどいの広場の利用状況というのがちょっとわかりましたら。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） つどいの広場の利用状況でございますが、平成24年度実績を申し上げます。

まず、組数ですね、親子で来ますから。組数で言いますと2,707組、1日平均にしますと11.1組となります。利用者数、数でいきますと年間6,064人となりまして、1日平均24.9人の利用ということでございます。

以上です。

委員（上野安是君） 非常に多くの方が利用していただいているという印象を受けました。

そのスペースが手狭というか、そういうような問題は今のつどいの広場にはないですか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 今のところ、スペース的な問題というのは出ておりません。通常は、もう自由に親子で来ていただいて、子育てアドバイザーも2名おります。そういった中で育児相談以外にも親子同士の交流ということで、子育てに関する負担感の緩和ということでございまして、あの2階の部屋がもういっぱいになるというような状況にはなってはおりません。ただ、毎月1回はイベントを行っておりますし、そういうときには同じ保健センターの2階にございます会議室を使用しておりますので、今のところスペース的な問題は発生しておりません。

委員（上野安是君） 本当に子育てでいろいろと悩まれてる方とかということもおられると思います。その方も上手に拾い上げて、いろいろな悩みもスムーズに聞き出せるというか、そうやって子育てに対して積極的に協力できるような体制をとっていただきたいと、そういうふうに思います。

以上です。

委員（森本典夫君） つどいの広場は、年間開設というんか、は何日ですか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 基本的に月曜日から金曜日ということで、年末年始、それから祝祭日休みということで、市役所と同じ形になりますので、244日とか245日とか、そこらあたりだと思います。

委員（森本典夫君） すると、平均言われましたけども、平均はその実働日数で割つとるわけですね、365じゃなくて。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） はい、そのとおりでございます。

委員（森本典夫君） 終わります。

〈なし〉

委員（森本典夫君） ちょっと前に戻りますけれども、芳井の給湯設備等の使用について

て、負担していただけるんなら使って結構ですと、使ってもらって結構です、協議をしていくということですが、このことについては、向こうの関係者の方には言っていただきとんでしょうか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） こちらのほうからこうしてくださいという回答はしておりません。

委員（森本典夫君） じゃあなに、お金を負担していただけるんなら社協とも相談して、相談の結果使わせてもらえるということになれば、負担して使ってもらってもよろしいよというようなことを市のほうからとりあえずは言っていただきとるのかどうなのかという話。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） その話は、まだ言っておりません。

委員（森本典夫君） ほな、こっちからこういう話がありましたからよう協議してくださいということを連絡しとけばいいわけですかね。市のほうからやってくれるんかな。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 市民福祉委員会のほうから先におっしゃられたほうがいいのかなと私は思います。

委員（森本典夫君） わかりました。前向きに検討できる条件があるんで、市民福祉のほうからどなたかが、委員長が言われるか副委員長が言われるか、こっちのほうから声かけして、こういう状況ですよというのは言わせていただくということで、委員長よろしくお願ひします。

委員長（坊野公治君） それでは、この芳井の件と木之子の件につきましては、委員会のほうから各クラブのほうに回答というか、協議状況を伝えたいと思いますし、その他備品についての検討とつどいの広場について、また児童会館については要望という形で取り計らうという形でよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（坊野公治君） 本件については終わります。

〈生活保護制度改正による負担増等の実態について〉

委員（佐藤 豊君） 生活保護制度改正による負担増等の実態についてお伺いをさせていただきたいと思います。

この生活保護法の改正が国のほうで上げられておったんですけども、安倍総理の不信任のあおりを受けて廃案になったという背景があるように記憶しております。その中で、生活保

護費の軽減ということだけは何か通ったみたいで、それが実施されるということで大きな問題になったという背景があると思うんですが、その件で私もその後担当部署に行って、どれだけ井原市の生活保護を今受けられてる方に影響があるんですかとお尋ねをしたところ、そんなに大きな金額の影響はないみたいで、ちょっと前ですからそうなんんですけども、ほれから激変緩和という形で段階的に下げていくというようなお話をそのとき聞いたような気がします。

そういうことから、具体的にここに数字が載っておりますことについて、わかりやすく説明をお願いしたいということで今回所管事務調査でお願いしておりますので、その点よろしくお願いをいたします。

健康福祉部次長（中原康夫君） 生活保護制度の制度改革による影響額についてという資料をお配りさせていただいております。その中で、まず該当者数です。保護の受給者数165世帯、220人、これは本年の7月末現在です。そのうち生活扶助を受給されてる方は134世帯、188人となっております。

次に、家族形態等による影響額ということで、単身世帯、2人世帯、3人世帯、4人から6人世帯ということで、それぞれの年代、世帯構成ごとに改正前の7月と8月を比較したときにどうなるかという表を作成しております。それぞれの、例えば単身世帯、20から40につきましては、基準がその年代については一律ですので、そういう意味で表を作成しております。単身世帯がトータルで99世帯となります。それから、2人世帯は23世帯、世帯構成は掲げておるとおりでございます。それから、3人世帯が8世帯、4人から6人世帯は4世帯で19人となっております。

それからもう一点、苦情、質問の件数ということですが、このたびの制度改革に当たりまして、事前に市役所へ来庁される際、それから家庭を訪問する際に、全ての受給者に対してこうなりますからという説明を前もって行っておりますので、苦情とか質問とかはございません。

以上です。

委員（佐藤 豊君） ちょっと質問させていただきます。

この単身世帯のところの一番上の20歳から40歳までの7月分改正前が6万8,630円だったものが、改正後は6万7,410円ということでマイナス1,220円支給額が減ったというふうな捉え方でよろしいんでしょうか。

健康福祉部次長（中原康夫君） そのとおりです。

委員（佐藤 豊君） これは、月々ということでおよそですね。

健康福祉部次長（中原康夫君） そのとおりです。

委員（佐藤 豊君） ということは、年間にすると、これ掛ける12という理解でよろし

いんでしょうか。

健康福祉部次長（中原康夫君） 生活扶助のみについては、もう単純にそういうふうに考えていただければ結構です。

委員（佐藤 豊君） としますと、2人世帯のところも3人世帯のところも、4人から6人の世帯のところも、そういう理解でよろしいのかなというふうに思うんですが、そうしますと2人世帯の上から6番目、30代、20代夫婦1世帯というところは2,840円月額少なくなるということで、年間にするとそれ掛ける12というふうな理解で、それでよろしいんですよね。

健康福祉部次長（中原康夫君） そのとおりです。

委員（佐藤 豊君） そうしますと、一番多いところで3人世帯のところになりますと、上から3番目、40代母、高校生、中学生、子育て世代のところですけれども5,150円、年間にすると約6万数千円影響額が出るということでいいんですよね、そこも。

健康福祉部次長（中原康夫君） そのとおりです。

委員（佐藤 豊君） そういう世帯、説明をしたと言われたんですけども、そういう世帯で年間に6万円減るということは、かなり影響、生活設計までは、どういう表現してえんかわかりませんけども、かなりダメージがあるよう思っているんですが、それでも何ら素直に、ああ、そうですかというふうな形でご了解ができたんでしょうか。

説明をして、こういうふうになりますという説明をされて了承を得たということなんですが、かなり大きな金額というふうに思っています。全国的には、そういうことに対する反対の動きが今大きくうねつとるような状況も漏れ聞くわけですけれども、井原市の場合は、これだけの金額の変化があっても一切そういう声はなかったと、もう本当に国のほうからの制度としてきちっと決まったもんだから、もう仕方ないというような捉え方を皆さんされたというふうに認識してよろしいんでしょうか。

健康福祉部次長（中原康夫君） 説明をして、納得なり理解なりをされたということです。

委員（佐藤 豊君） もう一度お伺いするんですが、激変緩和という形で少し前にお邪魔して、担当の方からお伺いしたんですけども、今回の場合はもういきなりこの差額をボンとされたという認識でいいんでしょうか。激変緩和ということがあるよう聞いたんで、そのことはもうなかったんでしょうか。国の方針としてはもう激変緩和はなくなった、そこまで詳しく勉強していないでわからんのですけど。その辺はどのように理解しとけばよろしいんでしょうか。

健康福祉部次長（中原康夫君） この基準額の改正、改定につきましては、3年間をかけて見直すということで、物価スライドというのが趣旨ですが、今回実態としてこのような減

少が起きております。さらに、27年4月から次の再変更というか、が行われることになります。だから、一度にどんとではなくて、もう一度そういう意味の激変緩和、それと旧基準と増減幅はプラス・マイナス10%を限度とするということがあります。それと、先ほど説明した中には、直接は申し上げませんでしたが、これらの世帯の中には就労収入がある方がおられます。今回の制度改正で、就労収入の控除額が実は上がりました。なので、幾らかでも働いておられる方は、従前より控除額が上がった関係で減額される部分がもう少し縮まつてきてているのが現実ではございます。

委員（佐藤 豊君） るる説明をしていただきました。激変緩和ということで、本来ならまだ差額があるわけなんんですけども、あるはずなんだけれども、現状としては激変緩和として第一弾の今回の引き下げというふうな形で理解しとけばよろしいんですか。

健康福祉部次長（中原康夫君） そのとおりです。

委員（佐藤 豊君） そうすると、10%限度という形で今言われましたけれども、何%、都会と田舎では生活保護費の支給額が若干違うようには理解しとんすけえども、井原市として次に差額が段階的に下がるとなると、一番上の3人世帯の、先ほどの例で言いますと5、150円のところなんかは、次の段階ではどの程度まで下がるようになるんでしょうか。

健康福祉部次長（中原康夫君） 具体的な数字は、ちょっと現段階では試算できません。

委員（佐藤 豊君） わかりました。

説明はされたということなんんですけど、一切電話等々でもどうなるんですかとか、そういう質問すらなかったんですか。僕が行ったときには、ちらっとそういうようなニュアンスのことを聞いたような記憶もあるんですが、全くの問い合わせもなかって、スムーズに運んだというふうに理解しとけばよろしいんでしょうか。最後にそれだけをお聞かせください。あと、ほかの議員さんがまた関係で質問されると思いますんで。

健康福祉部次長（中原康夫君） どうなるんですかというような質問はあったかもわかりませんが、説明をして理解をいただいたということでございます。

委員（佐藤 豊君） わかりました。

じゃあ、私は終わります。

委員（森本典夫君） 2点お尋ねします。

単身世帯の60、69歳の32世帯のところがプラス70円、ささやかですけど70円になつてます。制度上は、基本的には減るということになるんですが、ここだけがふえてるというのは、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

それから、2ページ目の苦情、質問のところが0、0ということでありまして、先ほどもお話がありましたが、制度改正に伴う説明を受給者の来所時や家庭訪問時に全世帯に行って

いたため、苦情、質問はなしということですが、全世帯というのは134世帯という意味でしょうか、それとも来られた方、それから家庭訪問、全てを家庭訪問しないんではないかと思いますけれども、家庭訪問したところの全世帯というふうにとるんでしょうか。

健康福祉部次長（中原康夫君） まず、1点目の単身世帯のふえる人についてですが、これ国の基準ですので、ちょっとその理由についてはわかりません。

それから、2番目の苦情、説明については、全ての世帯について訪問なり、134について訪問なり窓口へ受け取りに来られた際とかを利用して説明をしております。

以上です。

委員（森本典夫君） 60、69についてはわからないということですが、改正前と改正後の、ちょっと僕も細かいことはわかりませんが、どういう計算の仕方をして、32世帯もあるわけですから、それぞれの状況が違うんでしょうけど、改正前の7月分が6万5,210円、それから改正後が8月分が6万5,280円というふうになってますが、それを出す出し方が全部、それこそここへ載つるのは全て同じような出し方するんではないかというふうに素人考えで思うんですけども、そこらあたりでなぜここだけがプラスになるのかなという疑問があるんですが、よくわかりませんという話ですが、前と後の出し方の方法というんですか、ちょっとそれを教えてください。

健康福祉部次長（中原康夫君） 国が定めた生活扶助の基準の、井原市の場合三級地になるわけですが、その60から69歳の欄の前後がそうであって、なぜ国がそういうふうに定めたのかというのはわかりません。

委員（森本典夫君） 不勉強で申しわけないんですが、この金額というのはどういう形で決まるんですか。

健康福祉部次長（中原康夫君） 国の基準表による生活扶助の1類、2類の三級地の区分欄を使用して決まります。

委員（森本典夫君） 60、69だけ決め方が違うんではないんでしょう。

健康福祉部次長（中原康夫君） 全て同じような国が定めた表をもって、基準額表に当てはめていくとそうなるだけであって、そこだけ井原市が別な計算をしてるわけではございませんので、あくまで国の基準です。

委員（森本典夫君） ということになれば、全国的にこの単身世帯で60から69歳の人については、全国的にプラスになるというふうなことになるんでしょう。

健康福祉部次長（中原康夫君） そのような傾向があると認識しております。

委員（森本典夫君） わかりましたというんか、そういう国の制度でもうそれに当てはめてということですねんで、それから先はもうちょっとどうしようもないんでしょうが、ちょっとここが不自然だなというふうに、あとは全部マイナスなんんですけど、ここだけがプラスに

なつてるのがちょっと不自然だなと思って質問をしました。

それから、苦情、質問が0、0で全世帯134世帯に全ていろいろ改正、改悪というんですか、の状況を説明をしたということありますので、それはそれで皆さん納得されたんかなというふうに思います。

以上です。

委員（上野安是君） 苦情、質問0ということで、確かにそれは窓口的には事前に説明されてたから、苦情、質問当然0ということですよね。要は、例えば窓口にこの制度改正前の説明のときに、どっちにしても金額が今受給されてる額より減るわけですから、かなりそれは困るとかといいういろいろな意見というのは実際には出とるはずなんんですけど、その聞き取りというか、それは何かこういうことを言われたとかというのは残されてるんですか、記録として。

健康福祉部次長（中原康夫君） 前もって減りますからという説明をした際に、それはしようがないねということで理解をされたというか、納得をされたというか、そういう形で異議を申し立てようとかということにはなってないというふうに理解をしております。

委員（上野安是君） 苦情とか質問とかという、その定義もあるんですけど、実際には今いただいているものが減るわけなので、かなりその部分は困るとかといいうような話もあったとは思うんです。だから、最初から、うん、わかったよとかといいうようなことではなかったようには感じるわけです。実際にそれを対応したわけではないのでわかりませんけれども、だからその辺っていうのを、それが今後につながるというところではありませんけれども、何か聞き取りをされたとかあるいは家庭訪問されたときに、そういったこの方がこういうふうな意見を持っておられるよとかというのは、資料として手元に持たれてるのかどうかということです。

健康福祉部次長（中原康夫君） 訪問記録としてそういう苦情があったということを、苦情がなかったのでそういった訪問記録には残ってませんが、まだ1ヶ月、2ヶ月ですから、今後は注視していきたいと思います。

委員（上野安是君） 確かに、金額が減ったからそれによる影響というのを細かに該当の方たちが把握されるのも時間もかかりますし、それが多分そういうことを説明する担当のほうも非常に大変だろうと思うわけです。ところが、それが国がこうだから仕方がないねといいうようなところで納得された方もおられれば、いや、それはちょっと本当に困るんだよとかといいうようなところの話をされた方も、困り方というか、そこもいろいろあろうと思うんですね。だから、その辺っていうのは、これから細やかに聞き取りっていうのもやっぱり必要ではなかったのかなと思いますし、今後そういったこともなかなか大変でしょうけれども、それぞれの個々の状況っていうのを把握していく必要もあるんじゃないのかなと、そ

いうふうに思います。質問が0、苦情が0というのは、前もってそういう形をとられたからというの理解はいたします。

以上です。

委員（森本典夫君） 先ほどの上野委員の話に関連するんですが、134人全世帯に説明もしたということありますけれども、例えば4人、6人世帯の中で2行目、50代、40代夫婦で19歳高校生の世帯、4人世帯が5、670円減るわけですが、この説明のときは、8月からこれだけになりますよということで、ほかの世帯もそうですが、ここが一番多いから例として挙げたんですけども、134世帯全ておたくの場合は来月からこうなりますよという説明を全てに対してされたのでしょうか。

健康福祉部次長（中原康夫君） 大まかな金額まで示して、これぐらい減りますということを説明しております。

委員（森本典夫君） わかりましたが、今上野委員言われましたように、それぞれ134世帯行かれまして、複数で行かれたんか1人で行かれたんかわかりませんが、その訪問された方が訪問先でこういう話がありましたというようなことの記録は、134世帯全て残っていますか。もうちょっと言うと、134世帯訪問したということですから、134世帯訪問した資料が残ってるか、その資料の中にはそこで話をした内容が記録されていますかと、134人訪問したということで134世帯の訪問先がいついつ訪問して、誰が訪問して、どういう話が出たというのは記録として残ってますか。

健康福祉部次長（中原康夫君） 訪問記録のほうにいついつ訪問をしましたということで、特に苦情がなければ苦情がなかったというような記録は残しておりません。訪問したという記録は残しておりますけれども、苦情がなかったというような記録方法にはなっておりません。

委員（森本典夫君） それで、先ほど上野委員が言われましたように、改正前に訪問したときに、ここへ来られたときもそうですが、質問、苦情、質問も出たと思うんですけど、そういうのがあれば書かれるとるわけですね。

健康福祉部次長（中原康夫君） そういう苦情があつたりした場合には記録には残しますが、特になければ残しておりません。

委員（森本典夫君） それが何件ありますかということとあわせて、この0、0というのはいつからいつまでの期間で0、0ですか。

健康福祉部次長（中原康夫君） 制度改正が決まる前ですから、6月、7月、それから現在までございます。

委員（森本典夫君） わかりました。ということは、訪問記録へは一切質問、苦情の記述はないということで確認したいと思うんですが、それでいいでしょうか。

健康福祉部次長（中原康夫君） そのとおりです。

委員（森本典夫君） わかりました。また後で見せてもらおう。

〈なし〉

委員長（坊野公治君） 傍聴されている三輪議員からただいま発言の申し出がありました。

〈異議なし〉

委員外議員（三輪順治君） 私は、1点だけさせていただきます。

今回のこの資料は非常に細かくできておりますが、井原市の責任においてこの資料がこういう形で公表されることについて構わないのでしょうか。その点だけ確認させてもらいます。つまり、個人を特定するような3人世帯や4人、6人世帯、つまり世帯数が1世帯です、人員もわかります、収入わかりますね。この資料をこのまま委員会あるいは委員、あるいは傍聴者ないし関係者にお配りすることについて、個人情報保護の観点から取り扱いについて私は疑問を感じます。私の結論は、回収をすればいいと思つるんですが、井原市の考え方をお聞きしたいと思います。

健康福祉部次長（中原康夫君） 回収させていただきます。

委員外議員（三輪順治君） よろしくお願いします。

委員（上野安是君） 回収は問題ないんですけど、全部わたつとの把握ですか、この資料が渡ったのが。

主任主事（平川貴章君） はい。把握しています。

委員（上野安是君） 傍聴も。

主任主事（平川貴章君） 一般傍聴には、配布していません。

委員（上野安是君） ほんならよろしいです。傍聴は配ってない。

委員（佐藤 豊君） 回収の件は、もう回収していただければと思います。

私が当初担当部署に行ってお聞かせ願ったときには、この数字より、差額の数字よりかなり狭い数字というんか、低い数字で聞いておったもんですから、ああ、このぐらいならそんなに生活保護の受給者は我慢できるかなというふうに思つたんですけど、私のそのときの聞き方が悪かったんかしませんが、私が聞いてる範囲での数字は、単身世帯数字程度の差額のように聞いたような理解があるんです。ですけれども、3人世帯、4人世帯の数字はそのときには私の聞き方が悪かったんでしょう、お聞かせしていただかなかつたんであれな

んですけども、かなり金額が大きいなというふうに再度認識をさせていただきましたので、今後いろんな形で生活保護受給者の方からの相談等々もあると思いますので、どの程度の対応ができるのかは私自身はわかりませんけども、親切丁寧に説明というんか、アドバイスというんか、また就労の支援ということも今回廃案の中にはあったみたいですねけれども、そういったことが再度政権かわりまして生活保護法の改正法案も出るような流れみたいにも感じますので、そうした際には受給者の側に立った支援を行政のほうとしてもきっちりとつていただきようにお願いしたいんですが、その点どうでしょうか。

健康福祉部次長（中原康夫君） 就労支援にも努めていきたいと考えております。

委員（佐藤 豊君） はい。じゃあ、終わります。

〈なし〉

〈市民病院における人間ドックの受診及び病院内でのトラブル等について〉

委員長（坊野公治君） 本件については森下議員の提案です。

この際、お諮りいたします。

森下議員の発言を許可することにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

委員外議員（森下金三君） 時間が押し迫つてるので、早く行きたいと思います。

この調査目的というのは、市民病院における人間ドックの受診及び病院内のトラブル、トラブルといつても範囲が非常に広いので、後からまた言います。

それで、まずは24年度の人間ドック受診者数の年代別と、体の不自由な身体障害者が人が何人おられるかということをお聞きしたいと思います。

病院事務部庶務課長（猪原忠教君） 24年度の人間ドックの受診者数、まず年代別でございます。20代につきましては15人、30代は186人、40代は478人、50代は463人、60代が497人、70代が133人、80代が1人、合計1,773人でございます。そのうち、身体障害者の方は3人でございます。50代男性が2人、60代女性が1人でございます。

委員外議員（森下金三君） 実は、人間ドック、この間私も受けさせていただいたんです。そのときに、体の不自由な方がおられまして、以前は控室、人間ドック控室が1階であった、それが2階になつたというようなことで、非常に不便を感じるということを言われ

たというのが、私の知つとる人は昨年までは健常者だったんですが、事故により不幸にも足を切断したというような状況で、毎年人間ドックを受けられとったというふうなことで、非常に体が不自由なら大変じゃなということを言われとって、なぜそこを2階に上げられたのかということをお聞きしたいと思うんです。

病院事務部庶務課長（猪原忠教君） 平成24年度におきまして、病院の中で感染症外来の協力医療機関との設備整備ということを求められまして、1階に待合室及び診察室を増設をいたしました。さらに、医療ニーズにより内視鏡室、エコー室の改修、増設工事を行っております。これに伴いまして、従来の人間ドック控室を1階から移設する必要が出てまいりまして、利便性に配慮をいたしまして、エレベーター近くの2階に新たに男女各更衣室と待合室及び診察室を設けております。病院の中としましても、限られた施設設備でございますので、できるだけ効率的な活用に努めるということで2階の従来の設備を改めて使っております。

委員外議員（森下金三君） わかりました。

ということは、病院側のほうの都合が多いというふうに理解すりやええんですか。

病院事務部庶務課長（猪原忠教君） 病院側のという配慮になりますかもしれません、これは医療ニーズといいますか、病院としての施設設備でご希望が多いものについて増設なりをしていく流れの中で、施設の有効利用を考えて1階から2階に設けたという経緯がございます。

委員外議員（森下金三君） 今言われたことで私は病院の考え方というのはわかるわけですが、実際患者、受ける人として障害者の方はエレベーターがあるのだけど、一々レントゲン室からいろいろなとこへ行かにやいけん、非常に大変だということの苦情を申されておったということでございますので、今後そういうことも頭に入れて、そういう人たちのためにある程度の負担がかからないような方法があれば考えていただきたいということを申し上げて、これは終わります。

続きまして、身体障害者用の駐車場の数は今幾つあるんですか、スペース確保してあるのが。

病院事務部庶務課長（猪原忠教君） 1カ所、3台分設けております。

委員外議員（森下金三君） その1カ所、3台分が障害者の方が来られる、また足の不自由な方がおられるというようなことで、朝できるだけ早く行くんだけど、なかなか行ったときに満杯になって遠くから歩いていかにやいかんというふうなこともおっしゃられるわけで、できれば、余裕があればある程度のスペースを3台から5台にするとか、6台にするとかというふうな方向は考えられないかということをお尋ねします。

病院事務部庶務課長（猪原忠教君） 駐車場全体の中での計画になりますが、今現在駐車

場のある程度の増設も考えてはおるんですが、昨年来からの駐車場に関するご相談といいますか、ご意見というのがあった中で、幾らかラインの引き直しをしまして多くとめられるよう改善をしましたところ、そういうた申し出は激減をいたしました。そういうた全体での駐車場の需要の中で3台というスペースで行っておりますが、実際に3台のスペースで少な過ぎるというご意見は今のところ、私の記憶する限りではなかったと思います。

委員外議員（森下金三君） 今の説明では、そちらのほうはなかったと言われるんですが、実際に障害者の方がそういうことで非常に大変なんだということをおっしゃられるわけです。じかに聞いとるわけですから、そういう面を考慮して、そりや全部がするわけにはいきませんけど、特に足の悪い身体障害者じゃない人でも、お年寄りなんかはかなり大変な状況になつた場合もあるわけですから、やはり3台というスペースというのはちょっと少ないように思うんですが、せめてこれをふやすという考えはないですか、改めて聞きます。

病院事務部庶務課長（猪原忠教君） 今現時点では、見直しの計画は持っておりません。

委員外議員（森下金三君） 今言われた計画はないということですが、やはり患者とか来られる人のために、市民病院はこの間一般質問でも事務部長が非常に丁寧に答えをされとったんですから、やっぱり患者の、来る人の心を考えてやっていくことが必要だろうと思うんで、これは今後の課題としてぜひ考えていただきたいということを申し上げて終わります。

次は、病院内のトラブルということでございますが、病院のトラブルというのは患者と医師の先生と、また患者同士でもあろうし、また看護師同士でもいろいろさかいもあるかもしれませんし、また診察をめぐってトラブル、また看護師とのトラブルとさまざまだろうと思いますが、今現在病院の抱えとるトラブル、いろんな大きな問題に発展しとるような問題があるのではないかと思うんですが、それこそ患者と先生との説明、看護師とのいろんな意思の疎通がいいようにいってなくて、大きな問題にだんだんと発展しとるようなことを聞くわけですが、今現在そういうような、例えば訴訟とか、そういう問題を抱えとるというような問題がありますか。

病院事務部長（野崎正広君） 訴訟につきましては、ただいま1件抱えております。

委員外議員（森下金三君） その処理というのは、今現在どういうふうにされるとるですかね。

病院事務部庶務課長（猪原忠教君） 今裁判で公判というか、を今進行中でございます。

委員外議員（森下金三君） その裁判の訴訟に至ったという時期はいつごろだったですかね。

病院事務部長（野崎正広君） 23年7月です。

委員外議員（森下金三君） 23年ということは去年、その前の年ですか。

病院事務部長（野崎正広君） はい。

委員外議員（森下金三君） 時期はまた確認すりやえんすけど、実はその患者さんがいろんなことがあって、看護師さんにこうこうこういうことだというようなことで、簡単にこういうことが起きたんだというようなことで手紙か、メモ書きでもええから書いてくれというようなことで書かれて、その後病院側のほうはいろんな問題が起きて回収をしたいというようなことがあったというような話を聞くんですが、それは事実ですか。

病院事務部長（野崎正広君） そういう話というか、議論の中ではありました。

委員外議員（森下金三君） 今、訴訟をされるとということですが、その訴訟の、私は訴訟を受けたこともないし、したこともないし、裁判行ったこともないし、裁判所は見学には行ったことがあるんですけど、そういう経験がないんですが、その今やっと訴訟の費用というのはどこが支払うですか。

病院事務部長（野崎正広君） これは、費用は敗訴した場合に敗訴側が支払うというふうになつたと思います。

委員外議員（森下金三君） ということは、裁判中は支払いの義務というか、今言われたように勝つか負けるか、負けたほうが払うようになるということなんですが、その途中過程においてそういう支払うというようなことはないんですか。

病院事務部長（野崎正広君） 今の案件については、発生しておりません。

委員外議員（森下金三君） これはもう一点ですが、実はこの方が市長宛に内容証明書つきで文書を送つとると、弁護士の方も送つとるというようなことで、何日までに回答してくれというのがいまだかつて回答がないというようなことも聞くんですが、そういう事実があるかどうか、これは市長宛じゃからちょっとここじゃわからんと思うんですが、そういうこともあるわけですが、そこら辺についてはちょっと市長がおらんからわからんとは思うんですが、そういうような方向に問題が発展しとるというようなことは、非常に市民病院としてもよくないし、また患者としてもよくないというようなことで、ぜひともこういう訴訟の問題にできるだけ発展せんような、事前に処理していくことが必要ではないかと思うんですが、その点どういうふうに考えられておりますか。

病院事務部長（野崎正広君） おっしゃるように、この間の議会でも説明しましたとおりで、病院の方針としましては本当に患者さんに信頼いただけるような医療を提供していくと、安全で安心な医療を提供していくと、やっぱり基本的にはそこが基本的な考え方だというふうに認識しております。

委員外議員（森下金三君） そういう考え方で、今後そういうような問題が起きないようにひとつやっていただきたい。それは患者ばかりのせいでもないし、病院側だけのせいでもないと思います。患者の権利と、そして患者の義務というような、例えば入院すればそういう

ことが書いてあるんで、患者自身もそれをよう気をつけてやらにやいけんけどが、なかなかその患者の人はいろんな医師に対する説明にしても、看護師のことにおいても、非常に疑問を持っておるというようなことで今訴訟の問題になっとるというようなことになっとるわけですから、今後そういうことが起きないようにひとつやっていただきたいと思います。

時間が来ましたので、この辺で私は終わります。

委員（森本典夫君） トラブルも軽いトラブルなんですけど、ちょっと確認も含めてお尋ねしたいんですが、治療費を治療を受けた後、診察料というんですか、を窓口で払って帰るわけですが、その計算が間違っていた場合、扱いとしてはどういうふうな扱いをされていますか。わかりますか。

病院事務部医事課長（平松 誠君） 計算の間違いにつきまして、多くいただいた場合と、それから少なくいただいた場合と二通りあろうかと思いますが、どちらの場合も患者様にご連絡させていただいて、不足のものは次回の診察時あるいは場合によっては病院のほうから出向いていただくようにお願いをするということ、それから多くいただいた場合には、こちらも連絡をとらせていただいて、次回の診療時、また別途の方法、例えば口座に振り込みをさせていただくとかというほうもとらせていただいて、それぞれ正しい処理に直すようにしております。

委員（森本典夫君） 今言われたような扱いをされているのなら問題ありませんが、私がきのうでしたか、ある患者さんから聞いた話ですが、病院側の計算間違いでこれだけですよと、一番最初のときにはこれだけですよということで、患者さんはわからないわけですから言われただけ払うというふうなことをしたと。その後に、ちょっと計算間違つとりまして、これだけ不足しておりました、持ってきてくださいと言われたと。今までその人2回そういうことがあったらしいんですけど、持ってきてくださいといって言われたということで、その人は腹を立てながら持ていったらしいんですけど、今の話ですと訪問してということで、それが原則かもしれませんけども、実際には持ってきてくださいと持っていったそうですが、そういうことが事実としてあるんですが、そのあたり何か掌握されておられますか。

病院事務部医事課長（平松 誠君） 先ほど言わせていただいた中で、原則的には次回お越しのときお返しするとか、いただくとかということでやっております。それ以外に予約が入っていない場合ですかの場合には、またこちらから出向いてということで原則的に対応しておると思っておりますが、中に先ほどご質疑いただいた点がまだあるとすれば、また改めてまいりたいと思っております。

委員外議員（森本典夫君） ぜひ、全職員、そういう対応されるのがどこの誰かというのはわかりませんけれども、そういうことのないように、先ほども言わされましたように、次回来られるときにということで、そのときにまた不足分持ってきてくださいというのならまだ

いいわけですけども、そういうもう次回行くことがないというような病気ですと、基本的に訪問して徵収するということが基本だろうと思うんですが、先ほど言いましたように持ってきてくださいといって言われたということで患者さんはそう理解しとるわけで、次回来られるときにぜひ不足分を払ってくださいというようなことを言われたというのは、一切その方は言われてませんでしたが、実際にはそう言われたのかもしれませんけれども、事実市民の方は持ってきてくれと、持ってきてくださいと言うた、言われたというのが物すごく頭に残つとるわけで僕のほうにそういうふうに言われたんでしょうが、先ほど言わされましたよう に今後のこともありますんで、二度とそういうことがないように、今度来られたときでよろしいから持ってきてくださいと、それでもう来られる予定がないんならこっちからお伺いしてということにしないと、病院側のミスで計算違いですから、ですからそれはもうそういう対応をしなければならないと思うんで、ちょっとそのあたりをそういうところにかかる人には徹底して教育というんですか、指導をしていただきたいと思いますんで、その点事務部長、どうですか。

病院事務部長（野崎正広君） おっしゃるとおりでございまして、その件もちょっと、それは昨年の事案というふうに、それに近いような事例を報告を受けました。私も、その報告を見て、やはり職員の対応がちょっとまずかったなというふうに感じております、これはこういうふうにやっぱりしなきゃいけないよという指導はさせていただきましたので。

委員（森本典夫君） よろしくお願ひしたいと思います。

委員（上野安是君） 1点だけ、待ち時間の改善といいますか、ちょっと考慮をいただきたいというのは、実は予約された方が、当然いろいろなことが状況が重なりまして、待ち時間が例えば14時に診療あるいは8時に診療ということがずれてる、それが慢性的に待ち時間というのがずれてるんじゃないのか、だからその待ち時間を短くしてくださいという言い方ではなくて、その部分で例えば予約の時間が少し変われば、やっぱり人間ですから待てる限度というのがあります、その辺も、だから今コンシェルジュの方が来られて、もし時間がずれれば今こういうことで緊急入りましたのでおくれておりますというのは、必ずそれはされてるので、そういう面でいえば、以前に比べて非常に待てる時間の幅が広がったというか、今はそういうことだから仕方がないなという諦めもつくんですけども、実は私が聞いたのは、ある方が例えば14時なら14時に待つと、ところが3回行ったら3回とも2時間、3時間後に診療だというふうなことがあったという、これが事実かどうかはちょっと調べておりませんけれども、そういうことがあって、実際には慢性的に待ち時間というのが、例えば14時に診療される方が10人おられたとしても、その方全てが例えば何分後とか、何分後はわかるにしても、何十分後とか何時間後とかになっているというようなことがあるのかなと思いまして、これは今答えをいただこうと思いませんけれども、すこしでも

そういうことが改善できればなということをちょっとここでお願いしときたいと、そういうふうに思います。

以上です。答弁よろしいです。

〈なし〉

〈その他本委員会の所管に属する事項〉

委員（森本典夫君）　　これもきのう聞いた話ですが、印鑑証明をとりに行って、印鑑証明の書類を出したら、これは今使えませんよと、大至急に更新をしてくださいというふうに言われたと。それで、驚いたんで、急ぐんで、また後日夫婦して更新をするべく行きましたら、今度は窓口でこれは使えますよというて言われたと、どうなつとんだという話がきのう入ってきました。そういう事実がありますか。

委員長（坊野公治君）　　森本委員提案の印鑑証明の件に関して、この所管事務調査として議題とすることにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

市民課長（橋本良啓君）　　把握しておりません。

委員（森本典夫君）　　8月ごろの話だそうですけれども、対応された方は、最初のときには使えませんよと言われた方が女性だったということで、その次のときには使えますよと言われた方はその方ではなかったということは言われておりますけれども、そのあたりでどこでどういうふうにそうなったのかわかりませんが、その方は大変急ぐ、息子さんのことで印鑑証明が欲しかったということで大変急いでいたんですが、使えませんと言われて慌てて再発行してもらおうと思うたらそういうことでしたということでありますんで、ちょっとそこらあたりをどういうものが使える、使えないという判断が、窓口の言ってみれば専門家の方が使えるものを使えないというようなことを言うこと自体が問題だというふうに思うんですが、そのあたりどういうふうに認識され、今後どうされようと思われますか。

市民課長（橋本良啓君）　　確認のほうは、システムのほうにそのカードの番号を入れまして、登録が現在されてるものかどうかというのを確認して、登録されているものであればご本人さんの申請と合っておれば交付するようにしておりますので、ちょっと先ほど言いましたように把握していないんで、番号を入れるときにミスで間違ったのか、どういうことなのかちょっと把握していないんですが、大変そういうことがあったのでは市民の方にご迷惑をかけ

ますので、今後そういうことがないように徹底してまいりたいと思います。

委員（森本典夫君） その方は、今言われましたように、職員の方が番号を入れ間違えた可能性が強いと本人も言いよられましたけど、そういうことがあればまたもう一回打ち直すとかということで確認できると思うんですが、2回目行ったら使えますよと言われて驚いたわけですけども、そのあたり事務処理の問題なんで、ちょっとよく担当者にそういう、どなたかがおられると思いますけども、その方だけでなくて、皆さん窓口で対応される方にはよくそのあたり、そのことだけに限らず、いろいろよく言っていただきたいというふうに思いますので、部長、どうですか。

市民生活部長（北村宗則君） 今お聞きした内容が確認できておりませんので、断定することは言えませんけれども、とにかく窓口業務として職員のミスで市民の方々にご迷惑をかけるということは絶対避けなきやいけないことだと思っております。そういう中で、事務処理上のそういうミスが起こり得るというものが考えられましたら、その辺再度対応策も検討し、ミスをなくすように努めてまいりたいと考えております。

委員（森本典夫君） よろしくお願ひしたいと思いますが、確認されてないのは当然で、きょう初めて、きのう聞いてきょう初めて言わせていただくんですが、ちょっと確認をしていただいて、そういう事実があったかどうかだけ、誰がどうしたというのは必要ありませんから、そういう事実があったかどうかだけを教えていただきたいと思います。事実がなかつたということになると、その住民の方がないことを言いよるわけですから、ちょっと確認の意味でそういう事実があったかどうかというのは、ぜひ職員に確認していただいてそういう事実がありやなしや、よろしくお願ひしたいと思います。また教えてください。

以上。

市民生活部長（北村宗則君） 今の回答は、質問議員さんに対してでよろしいんですか。

委員（森本典夫君） はい、よろしいです。それでよろしいです。

〈なし〉

委員長（坊野公治君） 以上で所管事務調査を終わります。

ここで執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたら発言をお願いします。

介護保険課長（川上邦和君） 来年度、第6期井原市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を策定するに当たり、高齢者の健康状態や日常生活と社会参加の状況を把握するための基礎調査として、毎回策定期に行っています井原市高齢者保健福祉アンケート調査を本年12月上旬ごろから高齢者2,000人を対象に実施する予定しております。

以上です。

副市長（三宅生一君） 終わりに当たりまして、一言お礼を申し上げたいというふうに思います。

委員の皆様方には、終始長時間にわたりましてあるいは終始ご熱心にご議論いただきましたこと、改めまして厚くお礼申し上げたいと思います。なおかつ、適切なご決定を賜りましたこと、お礼を申し上げたいというふうに思います。

通じてご意見、ご提言等をいただきましたが、必ずや市政の推進に役立てていきたいというふうに思っております。

さて、こよいは十五夜ということであります。皆様方におかれましては、どんなシチュエーションでもってこの中秋の名月をめでられるんでしょうか。いずれにいたしましても、皆様方にはこの秋、それぞれの小粋な秋を過ごしていただけたらというふうに思っております。長い間ですが、ご議論ありがとうございました。皆様方の今後のご活躍も含めまして、ご祈念申し上げましてお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

委員長（坊野公治君） 執行部の皆様方には大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

〈市民の声を聴く会での意見、要望等について〉

〈回答案等について協議〉

・番号 7

〈決定〉

・番号 1

〈執行部に報告することで決定〉

・番号 2、3、4、5、6、8、9、10、11、12、13

〈継続協議〉

〈議会への提案について〉

〈回答案について協議〉

〈決定〉

委員長（坊野公治君） 次回の委員会の日程を決めたいと思います。

それでは、10月22日の午前10時、委員会を開きたいと思いますので、皆様よろしくお願ひいたします。

それでは、閉会に当たり、議長、何かございましたらお願ひします。

〈議長あいさつ〉

委員長（坊野公治君） 以上で市民福祉委員会を閉会いたします。

皆さん長時間ご苦労さまでした。

〈市民の声を聴く会での意見、要望等について〉

番号	地区	担当班	内容	回答
1	野上	1班	安心・安全の街づくりの一環として、行政の方で月に1回とか見守りをしていただければ大変助かる。	執行部に伝えました。
2	稻倉	1班	中国から飛来してくるPM2.5について、今年1月、2月の観測値では基準値を超えていないということだが、これは井原市のことか。また、基準値を超えた場合はどうやって市民へ知らせるのか。	継続協議
3	井原	1班	車いすの人がタクシーを利用して病院へ行って、その病院だけで帰るのでなく違う病院へ寄るという人がいる。病院から次の病院までの移動に、補助を使って移動しようとすると現状は補助を使えない。家から病院までの往復は補助が適用されるが、病院から病院の移動は適用されないようである。病院から病院の移動も補助が適用できるようにしてほしい。	継続協議
4	木之子	2班	井原市として、地震を伴った訓練は、何年後ぐらいに行うのか。 井原市として、モデル地区を作つてリアルに行うのは何年後なのか。 各町単位ではなく、井原市全体で起こった時のことを考えているのか。するとしたら、何年後に行うのか。	継続協議
5	木之子	2班	サンサン交流館の小さいものをもう少し市内(2~3箇所)に建てると言うのはどうなのか、木之子から少し遠い。	継続協議
6	高屋	3班	リサイクルについて聞きます。分別について井原リサイクルセンターがしておられるが、その先、収集したものはどうなっているのか。売っているのですか、商品になっているのですか、また収益になっているのですか。みんな頑張っているのにいい加減になっていたらこまる。喜ぶことを示してほしい。喜ぶことを広報に出せばいい。	継続協議
7	県主	3班	井原市において1人暮らしの家が多いかと思う、しかも男性が1人暮らし、こうゆう人に對しての支援をどう考えられているのか。わたくしは室内が若いころ踊りをしすぎて脳梗塞になった。80歳になって再発し、木ノ子荘へお願いしている。男1人が生活している、こういう家庭が増えているのではないか、そういう家族に對しての要支援2をもらっている。文句を言つたら取り消しになった、(要支援1になった)何をもって取り消しになったのか。ちょっと歩いたら、要支援を打ち切る通知。これはおかしいのではないですか。物を持って物を触つて歩いている、それなのに支援を停止された。どこを見ているのか、そうゆう人たちが増えているんじゃないかと思う、どうしてですか。(ケアマネージャーが復活してくれて、介護1今になつた)	要支援・要介護等の判定は、介護認定審査会で行います。 認定結果に不服がある場合は、「介護保険審査会」への申し立てができます。 (審査請求受付窓口 備中県民局健康福祉部健康福祉課 086-464-7022) また、高齢者のひとり暮らしの問題につきましては、市議会としましても、市と一緒にになって考えていかなければならぬ重要な問題のひとつと考えています。今後も、引き続き検討してまいります。
8	県主	3班	学校、公民館の土地は池であった。田淵、池田、池の下と言っていた。こうゆう場所での県主地区の避難場所は考えてほしい。避難場所としては良くない、軟弱地盤である、変えてほしい。	継続協議

9	県主	3班	防災倉庫の場所が地区の人でもわからないのでは意味がない。分かるように表示してほしい。	継続協議
10	県主	3班	犬のうんこの注意看板のところにまで犬のうんこがある、困っているどうにかしてほしい。	継続協議
11	県主	3班	防災で使用する土嚢の中身は畑の土を入れればいいと言うわけにはいかない。工事の残土を集めておいて使えばいいと思うが、指定があるのか。地区の人や地域の人が把握していなければいけないのではないか。各地区の市有地に確保しとけばいいのではないか。	継続協議
12	大江	4班	<p>「頑張る地域応援補助金」の考えについて、大江は5月申請し、審議がありました。そのとき気がつきました。あまりにも審議委員に教育に携わる方が多い。その方が言われるのは、「是非とも子供さんを全町づくり協議会には参加をして欲しい。あるいは活動を一緒にして欲しい」という意見が非常に私の耳に残っています。というのが我々は子供を中心にする事は最後の考え方で、まず今我々のする事は人間として今の年代として考えてまちづくりを起こすことをまず第一歩とし、次に子供を巻き込んでいくことが当然のことと考えているからです。</p> <p>それが「最初から子供を巻き込んだ事業でないと補助金は出さない」と言う意見を頂きました。それでは考え方自体も私達は片寄よってくる。子供を巻き込んだまちづくりでないといけないと、非常に耳に残りました。まずまちづくりと言うものは今、活動をしている我々が今後の大江の事について一生懸命に考えて、それを成功させて始めて子供を巻き込んで、大江として益々次世代に繋ぐ活動にして行きたい、と思うのです。</p> <p>しかし審議会の委員の方は、まず子供を巻き込む、子供と一緒にしてくれと言う意見が非常に多い、明日ですか7月で申請した審議会があると思います。このようなこと、非常にもう初めから申請をしてそれの答えも当然わからない、私非常に心配しております。そのことも少し議員の方に、もしよろしかったら、そういう審議の仕方、人選の仕方を考えていただければ（ありがとうございます。）私は一年目です。二年目、三年目も続いて色々なまちづくりにそれが取り入れていけるのではないかかなと思います。どうぞ宜しくお願いします。</p>	継続協議
13	荏原	4班	避難場所の件ですが、あれを指定した人は実際に避難を経験した人がつくったんですか。青木公園の避難場所にてもあんな山の上に年寄りが行くこと自体無理なことで、執行部へねじを巻いてください。	継続協議

〈議会への提案について〉

回収場所	記入日	内 容
井原図書館	25. 5. 28	井原市内に障害者向け（身体ではなく発達障害者精神障害者など）グループホームが作られる予定はあるのでしょうか？高齢者向けの施設はたくさんあるようですが・・・・・

回答（案）

この度は、井原市議会へご提案いただきありがとうございます。

○○様からいただきましたご提案につきまして、井原市議会から回答させていただきます。

井原市内に障害者向けグループホームをつくる予定があるのかとのお問い合わせですが、現在、その予定はありませんが、市内には、社会福祉法人こだま園が軽度の発達・精神障害者の入居可能なグループホームを運営しています。また、井笠圏域では、コーポ桃の里（笠岡市今立）、グループホーム「かがやき」（笠岡市生江浜）、ケアホーム桃山台（浅口市鴨方町）、ケアホーム佐方（浅口市金光町）があります。

（「精神保健福祉関係資源マップ」（岡山県発行）より）

回収場所	記入日	内 容
美星支所	25. 6. 26	美星に児童館を作って下さい。市内にある4つの児童館は美星からでは距離がありすぎて利用しづらいので。

回答（案）

この度は、井原市議会へご提案いただきありがとうございます。

○○様からいただきましたご提案につきまして、執行部からの回答を参考に井原市議会から回答させていただきます。

美星地区に児童会館をというご提案ですが、美星地区の子供の将来人口予測、集落が広範囲に点在している地理的要因、また共働き家庭の増加による保育園への入園児の増、あるいは幼稚園、小学校の登下校がスクールバスによることなど、地域の状況を勘案しますと、児童の利用数は限られてくるものと推測をしています。よって、新たに児童会館を建設することは困難ですので、他の児童会館を利用していただくか、美星公民館で年に6回開催しております、出前児童会館等を利用していただくよう、よろしくお願いします。

回収場所	記入日	内 容
美星国保診療所	25. 8. 14	皆様、とってもしんせつです。いつも有りがとうございます。

回答（案）

この度は、井原市議会へご提案いただきありがとうございます。

○○様からいただきましたご提案につきまして、井原市議会から回答させていただきます。

お寄せいただいた内容を美星国保診療所に伝えさせていただきました。また、他の施設につきましても、丁寧な対応ができるよう、助言していきたいと考えています。